

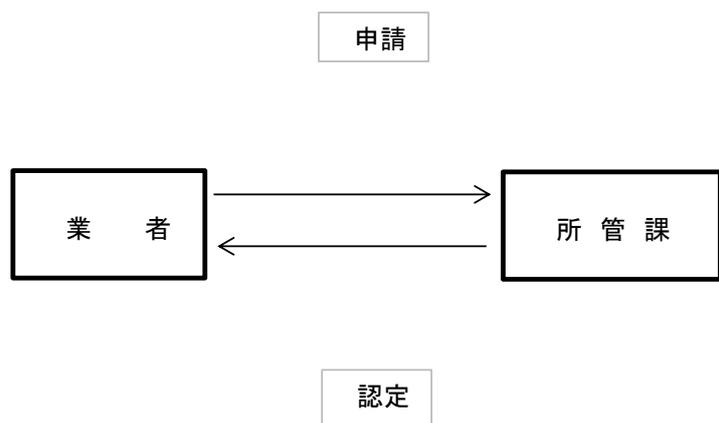
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 42

処 分 名	産業廃棄物の熱回収施設設置者の認定	
処 分 の 概 要	産業廃棄物の熱回収施設設置者を認定する。	
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第15条の3の3第1項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の11の6、7の基準に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第15条の3の3 第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 2 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</p> <p>第12条の11の6 法第15条の3の3第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第12条第1号及び第3号から第7号までに規定する基準並びに第12条の2に規定する基準(当該熱回収施設に係るものに限る。)に適合していること。 2 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設であるときは、発電機が設けられていることをもって足りる。 3 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。 4 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。 <p>第12条の11の7 法第15条の3の3第1項第2号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。 <ol style="list-style-type: none"> イ 第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、十パーセント以上であること。 ロ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の三十パーセントを超えて燃料の投入を行わないこと。 2 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。 	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。